

# 2011年度政務調査費調査

2011. 9. 3-4

第18回全国市民オンブズマン松本大会

全国市民オンブズマン連絡会議



# 今回の調査の目的

- 政務調査費は報酬の二重取りか？
- 議論の基礎資料として、定点観測
- 「領収書添付」を超えた最新動向調査
- 対象 47都道府県、19政令市、41中核市



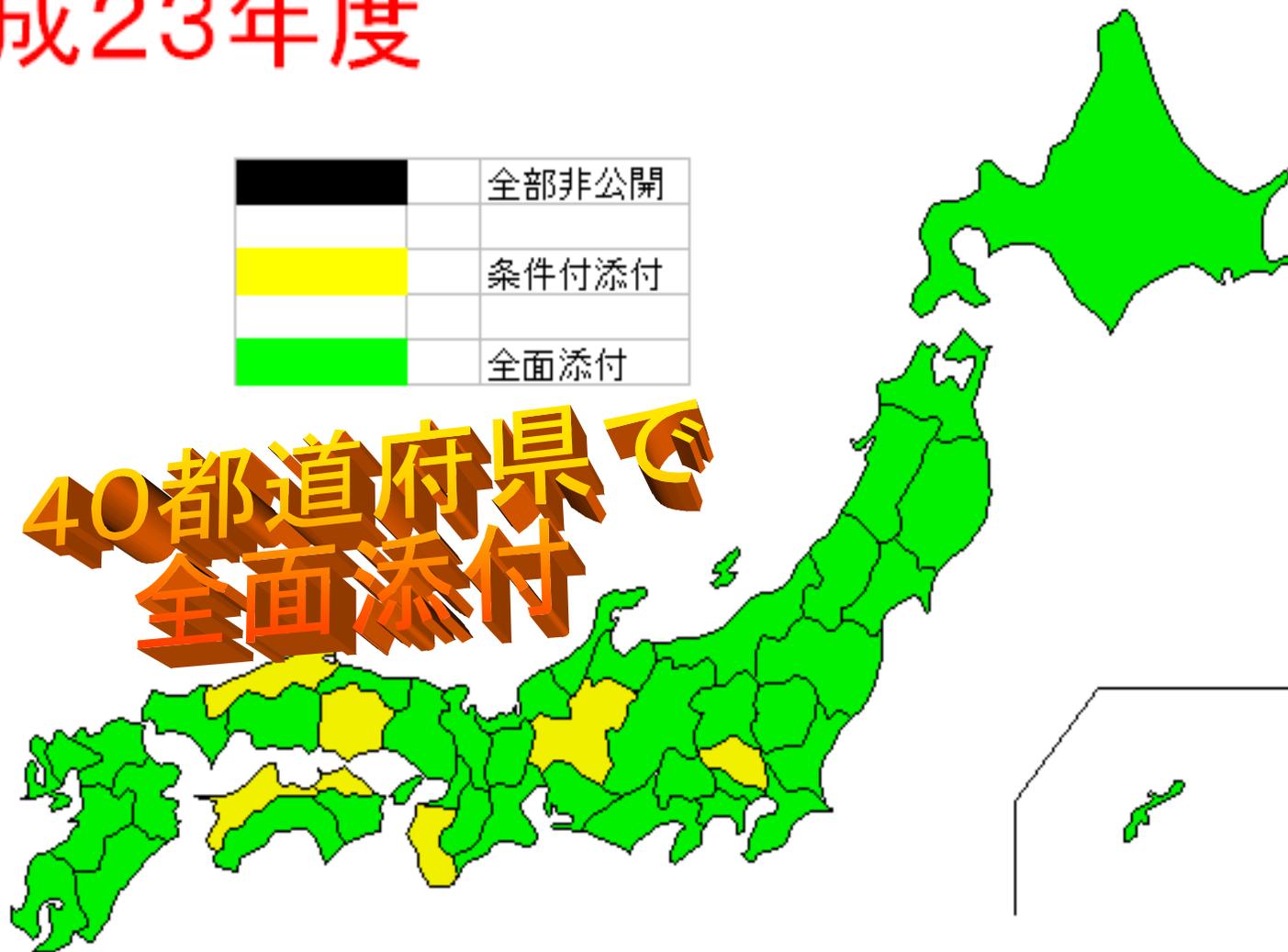


# 政務調査費領収書 添付状況

平成23年度

■	全部非公開
■	条件付添付
■	全面添付

40都道府県で  
全面添付



# 領収書の添付に際して

- 多くの議会 領収書(の写し)をそのまま出す  
→情報公開条例に基づき、議会事務局が一部黒塗りにする
- 議員自ら領収書黒塗りで提出しているところ  
**大阪府、和歌山県、岡山市**  
(福岡県はH23年度から廃止)
- 問題点 情報公開条例で争うことが  
きわめて困難

# 領収書 閲覧可能か？

領収書を**情報公開請求しない**と見ることができない

都道府県：埼玉県、神奈川県、石川県、鳥取県

政令市：仙台市、神戸市、広島市、福岡市

中核市：旭川市、青森市、いわき市、宇都宮市、高崎市、富山市、金沢市、岐阜市、岡崎市、高槻市、姫路市、尼崎市、西宮市、奈良市、和歌山市、倉敷市、下関市、高松市、松山市、久留米市、熊本市、大分市、鹿児島市



# 領収書さえ出せばOK？

- 領収書提出だけでよいか？  
→ 必要条件であって、十分条件でない

領収書に調査の中身が具体的に書いてある  
わけではない

使途の透明化には領収書公開以外も必要

# 会計帳簿の提出を

- 会計帳簿 作成は義務付けられている(会派・議員が保管)

(何万枚もの領収書を見ていくのは事実上不可能)

## 公開状況

- 都道府県: 5府県(千葉県、大阪府、鳥取県、広島県、大分県)
- 政令市 : 1市(静岡市) + 京都市(使途項目一覧)
- 中核市 : 20市(旭川市、青森市、盛岡市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、高崎市、金沢市、岐阜市、豊田市、大津市、高槻市、東大阪市、松山市、久留米市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市)

# 活動報告書、視察報告書

活動報告書、視察報告書については、  
まず**作成義務付け**を

- その上で、議会に提出し、**市民に公開**せよ
- 何のための政務調査費か説明せよ

# ホームページでの記載状況

- 「紙情報での公開」の限界

## ホームページでの記載

- 都道府県：岩手県、福島県、三重県、**鳥取県**  
(長野県は掲載準備中)
- 政令市：**札幌市**、さいたま市、相模原市、新潟市、静岡市、京都市、大阪市
- 中核市：盛岡市、宇都宮市、**前橋市**、**横須賀市**、長野市、豊田市、**大津市**、**高槻市**、西宮市、高知市、宮崎市

(黄文字は具体的な用途が分かる)

# 使途基準マニュアル

使途基準マニュアル 作成しているか調査  
策定していない自治体

- ・岐阜県

- ・函館市、船橋市、和歌山市、久留米市、鹿児島市

※全国オンブズWEBに掲載(予定)

# その他

第三者機関がチェック

北海道、東京都、三重県、大阪府

(さいたま市は、公認会計士が事前審査)



# まとめ

- 政務調査費は調査のための補助金  
→ 使途目的の明確化が必要
- 聖域化は許されない
- 市民の監視で透明化を

A faint, golden-brown scale of justice is visible in the background, symbolizing fairness and justice. The scale is positioned on the right side of the slide, with its central pillar and horizontal beam extending across the upper right portion of the frame. The pans hang from the beam, and the entire image is set against a dark brown gradient background.

# 政務調査費 事前チェック制の提案

2011. 9. 3-4

第18回全国オンブズマン松本大会  
名古屋市民オンブズマン

# 政務調査費の現状

政務調査費は「調査活動」に対する補助金

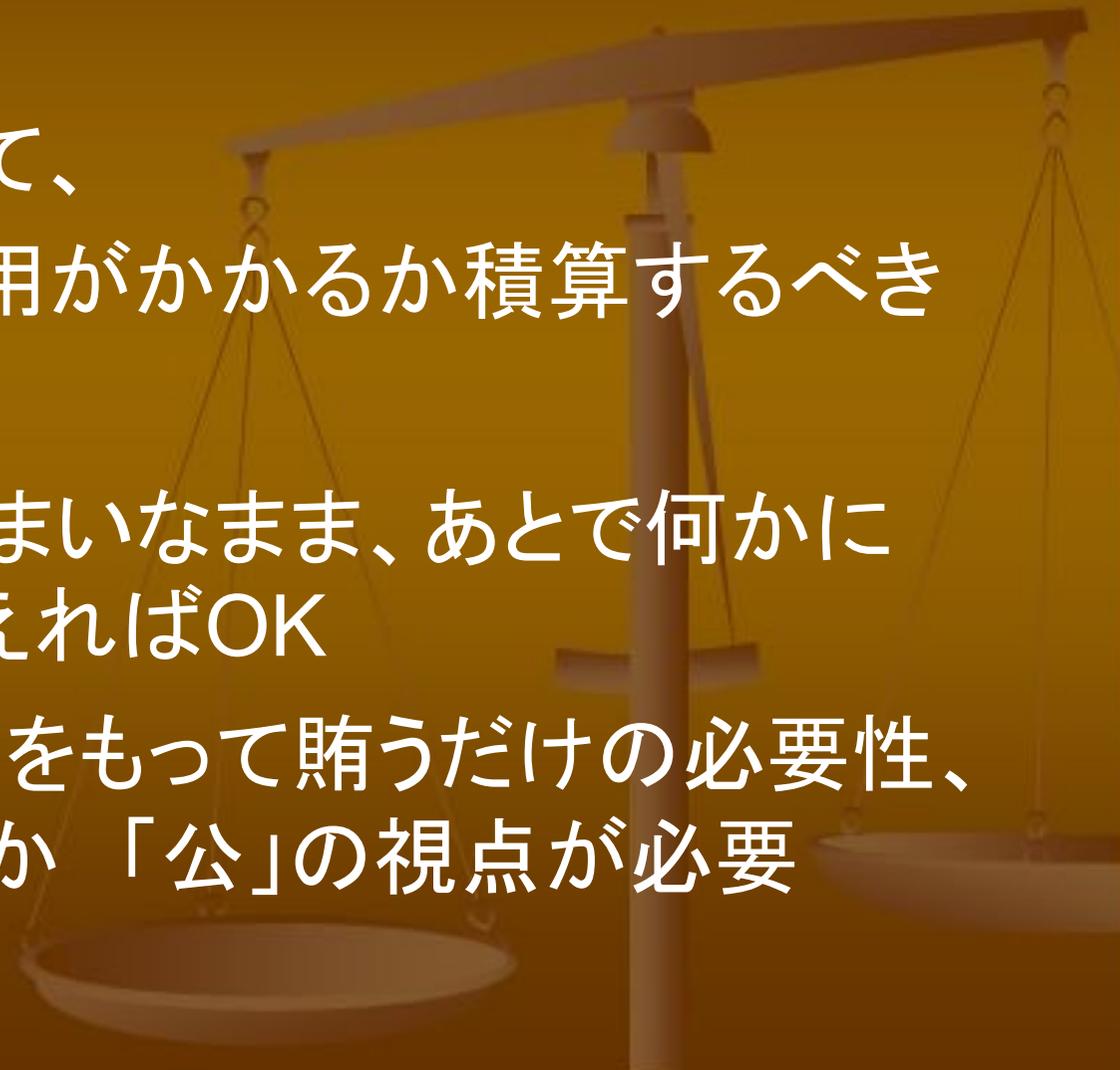
→議員の第二給与化はけしからん

領収書等公開すればよいのか？

→使途の適正化を視野に入れないと

平等配布が必要か？

# 使途の現状



- **【本来】**

調査目的があって、  
調査にどんな費用がかかるか積算するべき

- **【現状】**

調査目的があいまいなまま、あとで何かに  
「役立った」といえればOK

- 当該調査が税金をもって賄うだけの必要性、  
有用性があったか 「公」の視点が必要

# 支給方法の問題点

現在、毎月定額を各会派・個人口座に振り込む

それほど必要でない人も「もらえるなら使おう」

本当に必要なら事前申請して補助してはどうか

# 提案：事前チェック制の導入

議員・会派

年度実施計画作成



市民審査会 +  
議長による審査

公開、市民による  
チェック



報告書

支給、調査実施



市民によるチェック

- ・市民の目線
- ・住民監査請求
- ・選挙